

発行条件

1. 測定箇所の室内化学物質濃度が厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること
2. 対象化学物質は、ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン・パラジクロロベンゼンとする。
3. 2の計7物質全てを測定し、かつ1であること
4. 1部屋につき1枚。

【留意事項】

- 当該マークは、あくまでも測定実施日の室内空気環境品質を認証するものです。
- 測定実施日以降に、リフォームや外部からの持込物などにより、室内空気環境は変化しますのでご注意ください。
- 測定方法はアクティブ法及びパッシブ法を問いません。